

# 公立大学法人下関市立大学安全保障輸出管理規程

令和8年1月21日

規程第3号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令及び通達等をいう。
- (2) 技術　外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表中欄に掲げる技術をいう。
- (3) 貨物　輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1中欄に掲げる貨物をいう。
- (4) 居住者　外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (5) 非居住者　居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (6) 特定類型該当者　外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4賀局第492号平成4年12月21日）1(3)サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (7) 技術の提供　外国における技術の提供、外国に向けて行う技術の提供、非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (8) 貨物の輸出　外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内に送付することをいう。
- (9) 取引　技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (10) リスト規制技術　外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (11) リスト規制貨物　輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。

- (12) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (13) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (14) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (15) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (16) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (17) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (18) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (19) 教職員等 本学の役員、教職員（専任、有期雇用又は非常勤を問わない。）及び本学の研究費又は外部資金（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金を含む。）を執行する者（名誉教授、客員教授等又は特別研究員）をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学が行うすべての取引に適用する。

(基本方針)

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 國際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わない。
- (2) 取引に当たっては、外為法等及びこの規程を遵守する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、その充実を図る。

(最高責任者)

第5条 本学に、輸出管理に関する最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 最高責任者は、本学における輸出管理に関する重要事項について、最終的な決定を行うものとする。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者のもとに、輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者を補佐するとともに、外為法等及びこの規程に基づく輸出管理に関する業務を統括する。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者のもとに、輸出管理に関する業務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、副学長（研究担当）をもって充てる。

2 管理責任者は、統括責任者を補佐するとともに、第9条の事前確認、相談対応のほか、この規程に定める業務を行う。

(輸出管理委員会)

第8条 輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者のもとに輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 輸出管理に関する規程等に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 教職員等に対する研修及び啓発活動に関する事項
- (4) 輸出管理に関する監査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員長は、統括責任者とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 管理責任者
- (3) その他統括責任者が必要と認めた者

4 統括責任者は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(事前確認)

第9条 教職員等は、取引を行おうとする場合は、統括責任者が別に定める事前確認シートに基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術又は基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シートによる事前確認を省略することができる。

2 教職員等は、前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合は、次条から第12条までの確認を行い、第13条の取引審査の手続を行わなければならない。

3 教職員等は、第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合は、当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第10条 教職員等は、前条第2項に規定する場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて、統括責任者が別に定める該非判定票により、該非判定を行うものとする。

2 該非判定は、次に掲げるとおり行う。

(1) 本学で研究及び開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、外為法等に基づきリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを判定する。

(2) 本学以外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先から提出を受けた該非判定書等により、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等の提出を受けることなく前号の手続により該非判定ができる場合は、入手先からの該非判定書等の入手を省略することができる。

(用途確認)

第11条 教職員等は、第9条第2項に規定する場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、統括責任者が別に定める「用途」チェックシート及び明らかガイドラインシートにより確認するものとする。

(需要者等確認)

第12条 教職員等は、第9条第2項に規定する場合は、当該技術又は貨物の需要者等が次に掲げる事項に該当するかについて、統括責任者が別に定める「需要者」チェックシートにより確認するものとする。

- (1) 技術又は貨物の提供に係る関係者の存在又は身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等を行っていること又は行っていたことが、入手した資料等への記載又はその他の情報により確認できる。
- (4) 軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第13条 教職員等は、第9条第2項に規定する場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から、統括責任者が別に定める審査票を起票し、管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査を受け、その承認を得なければならない。

- 2 前項の審査票には、仕向地、技術又は貨物の名称、需要者等、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。
- 3 統括責任者は、第1項に規定する審査において必要と認める場合は、委員会を開催し、当該内容について審議することができる。

(許可申請)

第14条 統括責任者は、前条第1項の承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、経済産業大臣に対して、許可の申請を行うものとする。

- 2 前項の許可を要する取引について、教職員等は、当該許可を得ていることを確認しない限り、当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第15条 教職員等は、技術の提供を行う場合は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 第9条の事前確認及び第13条の取引審査の手続が終了し、当該手続開始時から提供する技術の内容に変更がないこと。
- (2) 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない技術の提供については、当該許可を得ていること。
- 2 前項第1号の確認において、第9条の事前確認により取引可と承認された場合は、第13条の取引審査の手続の確認を要さない。
- 3 教職員等は、第1項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第16条 教職員等は、貨物の輸出を行う場合は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 第9条の事前確認及び第13条の取引審査の手続が終了し、当該手続開始時から輸出する貨物の内容に変更がないこと。
- (2) 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない貨物の輸出については、当該許可を得ていること。
- (3) 出荷される貨物が、出荷書類の記載内容と同一のことであること。
- 2 前項第1号の確認において、第9条の事前確認により取引可と承認された場合は、第13条の取引審査の手続の確認を要さない。
- 3 教職員等は、第1項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止め、管理責任者に報告しなければならない。
- 5 管理責任者は、前項の事故の報告を受けた場合は、事実関係を把握し、統括責任者と協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。
- 6 統括責任者は、前項に規定する事故の発生及び講じた措置について、速やかに最高責任者に報告しなければならない。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第17条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示のもと、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録について、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、10年間保管しなければならない。

(監査)

第18条 管理責任者は、統括責任者の指示のもと、本学の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に実施するものとする。

(教育)

第19条 管理責任者は、統括責任者の指示のもと、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、適切な輸出管理の実施を図るため、教職員等に対し計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第20条 教職員等は、外為法等又はこの規程に違反する事実又は違反のおそれのある事実を知った場合は、その旨を速やかに管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告があった場合は、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときは、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するものとする。

4 最高責任者は、前項の報告があった場合は、遅滞なく関係行政機関に報告するとともに、その再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(庶務)

第21条 この規程に関する庶務は、総務部研究・地域連携課が行う。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和8年1月21日から施行する。